

20

歳に
なつたら

国民年金

保険料が払えない…！ という人へ！

収入などが少なく、保険料の支払いが困難な場合は、以下の制度が利用できます。詳しくは、相談ください。

◆学生納付特例制度

対象

本人の所得が一定額以下で、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する学生

保険料の納付が猶予されます。

◆免除・納付猶予制度

対象

学生以外の50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の人

保険料の納付が免除または猶予されます。

成人
おめでとうございます！

新成人の皆さんへ

国民年金は、老後の暮らしや病気やケガなど、いざという時の生活を、現役世代みんなで支える制度です。日本では、20歳から60歳までの日本国内に住む全ての人に加入が義務づけられています。



①日本年金機構から、国民年金加入のお知らせが届きます。

②同封されている納付書で、保険料を納めてください。



③年金手帳
が、後日
届きます。

老後のためだけではありません！
年金にはいくつか種類があります。
●障害年金
万が一の病気や事故で障がいが残った時に受け取ることができます。
●老齢年金
加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取ることができます。

問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4118

日本年金機構鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311